

半田市水道料金等審議会（第1回）議事録

開催日時	令和7年6月25日（水）	19時00分～21時00分
開催場所	半田市役所 大会議室	
出席委員	（会長） （副会長） 千頭 聡 丸山恭司 （委員） 近藤敏通、榊原英治、小柳 厚、榊原 太、小野田 靖、半田雅也、渡邊千恵 大坪成生、内田智也、星野弘美 ※敬称略	
事務局	上水道課長（奥田陽一）、夏目千恵子、井上千尋 下水道課長（榊原健史）、村瀬洋紀、宗森奈津子、木村元紀、坂崎史侑	
議事	（議事） （1） 上水道事業経営について （2） 下水道事業経営について	
委嘱状交付	市長から委員へ委嘱状を交付	
市長あいさつ	あいさつ	
会長、副会長の選出	（委員） ・千頭聡氏を会長に推薦 （全員） ・異議なし （会長） ・丸山恭司氏を副会長に指名	
諮問	市長から会長へ諮問書を手渡す。	
会長あいさつ	あいさつ	
次 第	議 事 概 要	
【議題】 （1） 上水道事業経営について	（事務局） 本審議会の議長は、審議会条例第5条第1項に定められている通り、会長が務めることとなっております。よって、これ以降の議事進行は会長にお願いいたします。よろしく申し上げます。 （議長） 今回は、上水道と下水道の両方について審議いたします。初回である本日は、上下水道の現状についてご説明をいただき、全体で共有認識を持つことを目的としています。 また、次回以降に向けて「このような資料があると良い」といったご意見があれば、遠慮なく事務局までお伝えください。次回までに準備いただきます。それでは事務局、よろしく申し上げます。 （事務局） 本日は水道と下水道の二つの料金改定について審議します。次第の一番下に次回以降の開催予定が記載されておりますので、そちらもご参照ください。	

今回は、上下水道の現状についてのご説明を通して、皆様に状況をご理解いただくことが目的です。2回目・3回目は下水道、4回目から6回目は水道を主題とした議論を行います。

なお、水道の議論までに時間が空くため、再開時には復習として再度情報を共有する予定です。以上、事務局からの説明です。

(議長)

進行はそうに進めてまいります。全体で7回の開催を予定しております。

それでは、最初の議題「上水道の事業経営について」に移ります。ご用意いただいた資料に基づき、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

・資料による説明

(議長)

ありがとうございました。概要をご説明いただきました。

本日は概略を把握することが目的です。第4回以降には詳細なデータも提示される予定です。本日の資料をご覧ください、ご不明な点や今後の審議で参考となる資料の要望がありましたら、ぜひお知らせください。

(委員)

パワーポイント20ページについてお聞きします。令和3年以降、収支がマイナスであるにもかかわらず、内部留保が増えており、令和7年以降で急変しています。これはどのような要因でしょうか。

(上水道課)

令和7年より前は一定の収益的収支があり、設備投資を行っても内部留保が増加していました。しかし、令和6年度下半期からの受水費の値上げにより費用が増加し、令和8年度にも再度の値上げが予定されています。

また、今後の設備投資の増加により、内部留保資金は減少していくと見込んでいます。

(委員)

今のお話をもとに、収支と投資、内部留保の関係が分かる資料を作成いただけると理解が深まると思います。次回ご用意いただけますか。

(議長)

第4回でのご提出をお願いします。他にご質問はありますか。

(委員)

17ページの受水費について、2,800万円および8,500万円の増加は年額でしょうか。

(上水道課)

はい、どちらも年額です。

(委員)

13ページに記載のある内部留保資金13億円の確保目標について、根拠はどのようなものでしょうか。

(上水道課)

5年前に策定した「新水道ビジョン」において、収益的費用年間約18億円のうち、減価償却費5億円を除いた13億円が1年間の事業継続に必要な現金と見込んでいます。

(委員)

この1年分という設定について、他自治体を参考にされたのでしょうか。

(上水道課)

内部留保資金には明確な定義がないため、半田市水道事業として独自に設定したものです。災害時の復旧費や料金請求の一時停止に備え、1年分の現金を確保することが必要との考えからです。

(委員)

9ページの他市との比較について、給水人口に事業所や会社は含まれていますか。

(上水道課)

給水人口には居住者のみが含まれており、事業所や会社は含まれておりません。

(委員)

他市との水道料金の差には、どのような要因がありますか。

(上水道課)

水道料金は、使用者数や設備維持費によって決定されます。半田市では、浄水設備を持たず県から水を購入しており、配水池を高所に配置することで効率的な配水を実現しています。そのため、他市と比べても整備費用が抑えられています。

また、下水道事業の布設工事の際に古い配水管の更新を同時に行うことで費用を抑えるという工夫もしています。

(委員)

給水原価と料金単価の比較資料や、使用区分別戸数の割合を明示した資料があると議論しやすくなるかと思えます。ご用意いただけますか、

(上水道課)

承知しました。第4回の議論までに準備させていただきます。

(議長)

また、9ページの市町比較表は、口径20ミリで20立方メートル使用時の料金比較であることにご留意ください。他の条件では順位が変わる場合もあります。

(委員)

19ページの管路経年劣化率について、現在14~15%ですが、これは更新が必要な管の割合と理解してよいですか。

(上水道課)

法定耐用年数を越えた管路の割合が14.98%です。ただし、すぐに更新が必要というわけではなく、劣化状況を見て適宜対応しています。旧市街地などは、区画整理時や下水道整備時に先行して更新している場合もあります。

(委員)

今後の設備投資計画と水道料金の見通しとの関係についても資料で示していただきたいと思えます。

(上水道課)

まさにその点が料金改定の大きな根拠になります。今後も耐震化や経年管の更新が必要であり、計画的に費用を平準化し、料金に反映させる必要があります。

	<p>(委員) 令和9年に予定されている緑ヶ丘増圧ポンプ施設の廃止は確定事項でしょうか。</p> <p>(上水道課) 現在、県の配水池から直接配水に関して協議中です。これが実現すれば、ポンプによる送水が不要になります。廃止は確定ではありませんが、前向きに調整を進めています。</p> <p>(委員) その場合、ポンプ施設を維持した場合と廃止した場合のコスト比較資料をご用意いただけると助かります。</p> <p>(上水道課) 協議の進捗次第ですが、可能であれば両方のケースで試算資料を作成いたします。</p> <p>(議長) また、経営戦略書の中には給水原価も記載されております。難解な部分もあるかと思っておりますので、不明点があれば事務局にご質問いただければと思います。</p> <p>次回、水道についての議論は少し先になりますので、それまでに資料をご確認の上、必要に応じて事前にご質問ください。</p>
<p>【議題】 (2) 下水道事業経営について</p>	<p>(事務局) ・資料による説明</p> <p>(委員) 半田市は分流式のため、埼玉県八潮市で発生した陥没事故のような大きな事故は起きないという発言がありましたが、テレビ等の報道を見て、市民が心配する様子が見受けられます。また、基本的には雨水公費・汚水私費の原則があるとのことでしたが、分流式と合流式ではどちらが設備単価は安いのですか。</p> <p>(下水道課) 現状として、合流式は事業が古いところだけとなります。例えば、名古屋市は事業開始から100年以上経過しており、最初は合流式でやっており、途中から分流式に変えて、それ以降は多くの自治体が分流式をとるようになりました。</p> <p>なお、設備単価については、汚水と雨水を同じ管渠で排水するため、分流式より合流式の方が費用を抑えられることが想定されます。(注)</p> <p>(下水道課) また、半田市の下水道管も陥没のリスクは当然あります。埼玉県八潮市の陥没事故を受けて、半田市でも30年以上前に布設した2m以上の管につきましては、調査をするよう国から依頼がきております。6月補正において、予算を計上しており、今年度に調査をします。</p> <p>なお、八潮市の陥没では、硫化水素の発生が原因で管が破損したということです。その硫化水素が発生しやすいのは、汚水管です。半田市の場合、汚水管は2m以上の大きい管はありませんので、そういう意味では非常にリスクは小さいです。</p> <p>(委員) 18ページの収支の決算状況の部分がよくわかりません。収入において、使用料の基準</p>

に達しても表の収入にならないです。これは他に何かあるのですか。

(下水道課)

19 ページをご覧ください。下段の使用料収入は 14 億円で、繰出金の基準外というのが一番右側の 1.26 億円となります。

19 ページの残りの収入としましては長期前受というもので、要は当時整備したものについて、例えば 1 億円の事業をやりますと、半分程度の補助金が入ってきます。それは、次の更新の際にも同じような金額が入ってくると見込み、長期前受金戻入という、減価償却の対になるような形で収入を計上しており、5.4 億円を収入として見ております。残りは先ほど言った基準内のものが 1.1 億円、他の収益については 5,000 万円ほどがあるということで、合計では 22 億円程度になります。

(議長)

多分ご質問の趣旨は 18 ページにおいて、単純に収入と支出の差、基準外を除いたときに、収入と支出の差がイコール基準外になるのではないかという趣旨のご質問だったかかもしれませんが、微妙に違うのでしょうか。

(下水道課)

19 ページの右の収入において少しはみ出てるものがありますが、これが 3,000 万円分ほどあり、繰出金のルールとしまして、決算状況については最後に締めるまではわからないのですが、一旦予算額を全額収入する形にしております。そのため一旦基準外の部分も、本来だと清算して返還すればいいのですが、収入した状態で翌年に繰り越しているのので、3,000 万円分が溢れている形になっています。下水道課において、このような経理の仕方をしてるということでご理解いただければと思います。

(委員)

工場で使う上水道や下水道はどのようになっているのですか。

(上水道課)

水道の場合ですと、工業用水は県から直接仕入れて工場で使っており、口に入れる水ではないので、専門に水を買っていただいています。運営の事業体は別になっています。

(委員)

工場の中でも、例えば食堂があると思いますが、そういうところはどのようになっているのですか。

(上水道課)

その場合は、上水道を使っていただいております。製品は工業用水、従業員の方は水道というように 2 系統で使っていただいています。

(議長)

ただ、大きな事業所は工業用水を買いますが、小さなお店の場合には、わざわざ工業用水を買わないので、水道を仕事にも使われてるケースはもちろんあります。その場合は使用量が一般家庭よりも大きくなり、割り増しのお金を払われているということです。

(委員)

11 号地の工業地帯は下水道の整備区域から外しているのので、水道料金は払うけど、下水道料金には跳ね返らないということですか。

(下水道課)

その通りです。

(委員)

先ほど 6,000 世帯ほどが下水道未接続という話がありましたが、その方たちは下水が引き込めないのか、それとも引ける地域だけに入らないというものなのですか。

(下水道課)

引き込める地域ですが、その方たちは現在浄化槽で処理をしています。戸別訪問などをして接続依頼をしているところですが、金銭面の関係で、なかなか繋いでいただけないという状態です。

(議長)

昔のくみ取りなら下水に繋がると思いますが、いわゆる単独浄化槽の家は水洗ですから、生活上は十分なので、その意味ではなかなか変えていただけないと思います。ただしそのお宅は台所とか風呂の水は実はそのまま川に流れてしまう。単独浄化槽の場合は、汚水だけは処理しますが、台所の水は川に流れてしまうから本当は下水に繋いでいただいたらいいのですがお金がかかる。高齢世帯などの場合は特に難しいかもしれません。

(委員)

18 ページにおいて、基準外の繰入は 1.26 億円のため、その 1.26 億円を確保できれば自立経営できると説明がありました。今後汚水処理費用が上がる見込みがあるため、1.26 億円を確保できれば自立経営できるというのは、現状での考えということですか。今後シミュレーションをかけていくと、1.26 億円上げれば、必ずしも自立経営できるわけではないということですか。

(下水道課)

あくまでも令和 6 年度決算ベースでの現状です。今後は使用料収入も下がってくる想定で、一方、汚水処理費は上がってくる想定です。次回審議会ではこのあたりをしっかりと説明させていただいて、合計でいくらを確保すれば経費回収率 100%にできるかという見込みを出させていただきます。

(委員)

経費回収率の話ですが、当然、経費回収率が 100%ということは、収入と支出がとんとんになるということだと思います。一応ここも 100%を目指さなければならないというか、当然、独立採算制なので、100%になっていないとデメリットがあるとか、そういったところもご説明いただければと思います。

(下水道課)

デメリットとしては基準外繰出金になります。本来払わなくてもいい税金、要は、下水道接続エリアではない方からの税金でも賄っている形になりますので、それはやはり税金を払っている方からすると、なぜ払わなくてもいい税金を払わなければいけないんだということになってしまいます。

今回の使用料改定においては、基準外繰出金をなくすこと、それが中心の議論となります。基準外繰出金をなくすことで、100%自立経営となります。その他のデメリットとしては、経費回収率が 100%未満であれば、今後は補助金を交付されないなど、そういうことも可能性としてはありますので、まずは自立経営をした上で、今後の計画を考えていく必要があります、ようやく経営のスタートラインだという意識です。

(委員)

経費回収率 100%にならないと、今後、補助金が半田市に入ってこなくなる可能性もあるのですか。

(下水道課)

可能性はあります。

(委員)

だから 100%を目指すということですね。

(下水道課)

そうです。どの市町も今後実施するとは思いますが、半田市は先に動いていきたいと考えています。

(議長)

そこで併せて先ほど使用料単価イコール汚水処理費が 150 円というのが出ましたけども、説明をお願いします。

(下水道課)

使用料単価イコール汚水処理費が 150 円というのが経費回収率 100%となるのですが、実際この汚水処理費というのは現状、160 円程度です。本来は使用料を 160 円まで上げることで自立経営となるのですが、現在の基準は 150 円を基準としており、150 円以上は繰出金を基準内としているところです。要は 150 円を超えるところは、基準内として税金で対応していいという形となっております。詳細は 2 回目の審議会で説明します。難しい内容ですが、次回は使用料の対象経費の資料を見ながら説明します。

(委員)

今の点に関して、19 ページ、20 ページの汚水処理費の考え方で 160 円というのは、いわゆる資産維持費だとか、将来の更新の費用は考えずに単年度で積み上げると 160 円ということですか。

(下水道課)

見込みのとおり単年度の話であり、汚水処理費としての経費は 15 億円程度と認識してもらえればと思います。

(委員)

将来の改良費について、比較的半田市は新しいので、更新はもう少し先にくると思うのですが、そこは除外して計算しても 160 円はいるという理解でいいですか。

(下水道課)

見込みのとおりです。

(議長)

それでは先ほどの繰り返しになりますが、また見ていただいてわからないところは遠慮なく市の方に随時お問い合わせをしてください。それでは予定した 21 時になりましたので、本日は水道と下水道について全体の状況を説明しました。

2 回目、3 回目は下水道使用料の改定の審議となります。

4 回目以降は水道料金の審議となりますので、さらに細かいデータを出していただいて、色々どう変えていくのかの議論をしたいと思います。

もしこういうデータも欲しいということがありましたらそれもできるだけ早めにご説明をよろしくお願いいたします。

(事務局)

今後の審議会について、下水道課については2回、上水道課は3回です。

下水道課につきましては、次回は2週間後となり、具体的な数字を資料として提供しますので、ご意見をいただきたいと思っております。資料につきましては1週間前までに、2回目の資料をお送りしたいと思っておりますので、事前にお目通しいただければと思っております。

あと、万が一の審議会を欠席とかそういう場合は事前に下水道課の村瀬または宗森まで連絡いただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。また、今回の審議会ではオンラインでも可能です。もし当日こちらに来られない場合は、対応していきたいと思っておりますのでもし必要であれば言ってください。

(議長)

では本日の審議会は終わりたいと思っております。最後は事務局にお返しいたします。

(事務局)

会長ありがとうございました。皆さま平日のお疲れのこの時間に、長時間の議論ありがとうございました。これを持ちまして第1回水道料金等審議会を終了とさせていただきます。本日はありがとうございました。

注：合流式下水道は、汚水と雨水を同一管渠で排除するシステムのため、整備に要する時間やコストを抑えられます。しかし、雨天時に未処理の汚水が雨水とともに川や海に排出されることがあり、水質汚濁等、衛生上の観点で問題があります。

昭和45年に下水道法が改正され、下水道の目的に「公共用水域の水質の保全」が加えられ、河川等の汚濁対策の役割も下水道が担うようになりました。このことがきっかけで合流式よりも衛生的な分流式へと切り替わり、平成15年度下水道法施行令の改正で、合流式下水道の改善対策が義務付けられました。

(終了)